

分野	目標	具体的(数値)目標	NO	施策	所管課	予算額(千円)	決算額(千円)	施策の推進状況	評価の根拠
大気汚染対策	二酸化窒素濃度が環境基準に適合していること	府中街道・鷹の道・江戸街道(市測定)、新青梅街道(都測定)でNO2濃度が環境基準に適合していること	1	沿道大気調査	みどりと環境課	651	630	NO2調査を交差点等20箇所で行った。	年4回の交差点等20箇所でのNO2調査ですべてにおいて環境基準(0.06ppm以下)に適合。
			2	大気汚染観測体制の整備	みどりと環境課	酸性雨調査委託635、一般環境大気中のダイオキシン類調査委託1,134	酸性雨調査委託441、一般環境大気中のダイオキシン類調査委託315	酸性雨調査を市役所屋上で年11回、一般環境大気中のダイオキシン類調査を市役所屋上で年2回実施した。	酸性雨のPHは、4.3から6.8の間で平均は、5.4であり、一般環境大気中のダイオキシン類の年度の平均値は、0.027pg-TEQ/m3であり、環境基準0.6pg-TEQ/m3を大きく下回った。
			3	アイドリングストップの遵守	みどりと環境課			環境確保条例に基づき、20台以上の駐車台数の駐車場を設置するものに対してアイドリングストップの看板を設置する指導を行った。	引き続き20台以上の駐車台数の駐車場を設置するものに対してアイドリングストップの看板掲示指導を行ったため。
			4	大気汚染常時観測	みどりと環境課			東京都により自動車排出ガス測定局(新青梅街道東村山)でのSPMとNO2の常時測定が実施されている。	東京都により前年度と同等の測定が実施されているため。
	浮遊粒子状物質濃度が環境基準に適合していること	府中街道・鷹の道・江戸街道(市測定)、新青梅街道(都測定)でSPM濃度が環境基準に適合していること	5	ディーゼル車規制	みどりと環境課			東京都環境確保条例及びNOx・PM法に基づいて、東京都では、ディーゼル車の規制及び違反者の取り締まりを行っている。当市では、東京都が作成したチラシを公共施設に置いている。	東京都では、ディーゼル車の規制取り締まりを行っている。また、東京都が作成したチラシを公共施設に置き啓発を図った。
			6	低公害車の導入	みどりと環境課			庁用車の入替えや新規購入は無かった。	庁用車の入替えや新規購入は無かった。
			7	渋滞解消のための道路構造改善の検討	道路管理課・交通課	67,094	67,092	市道第447号線1拡幅工事	道路拡幅事業を行うことにより、自転車等の渋滞解消が図れることから。

年度ごとの評価の推移

※平成16,17年度の市評価は、単年度評価を行っていましたが、平成18年度からは、経年変化による評価方法に変更しました。環境審議会による点検評価は3年毎に行うこととなり、21年度は審議会評価を行いませんでしたが、22年度については期間の最終年度のため評価を行いました。

平成22年度評価			平成21年度評価			平成20年度評価			平成19年度評価			平成18年度評価			平成17年度評価		
市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価	
	単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価
B			B			B			B			B			S		
B			B			B			B			B			S		
B			B			A			A			A			A		
B	B	B	B	※	※	B	B	C	B	B	C	B	A	C	S	A	C
B			B			B			B			B			S		
B			A			A			A			A			S		
B			B			B			B			A			B		

分野	目標	具体的(数値)目標	NO	施策	所管課	予算額(千円)	決算額(千円)	施策の推進状況	評価の根拠
水質汚染対策	生活環境項目の物質の濃度が環境基準に適合していること	空堀川・北川・前川・出水川(市測定)の計15地点でpH、BOD、SS、DOが環境基準に適合していること	8	公共用水域水質調査	みどりと環境課	1,670	1,670	市内河川において標記調査を実施している。(空堀川:年4回、北川:年2回、前川:年2回、出水川:年2回、野火止用水路:年2回)	従来と同水準の調査を実施しているため。
	健康項目の物質の濃度が環境基準に適合していること	地下水の水質測定計画に基づく概況調査(都測定)で、健康項目26物質が環境基準に適合していること	9	未接続事業所・家庭等への接続推進	下水道課	16	0	平成21年度末の未接続世帯:949世帯(浄化槽:702世帯、汲み取り247世帯)に対し、平成22年度末の未接続世帯:805世帯(浄化槽:624世帯、汲み取り181世帯)と144世帯の減 昨年度は、未接続世帯に対する下水道への接続を促す文書の送付を行わなかったが、未接続家屋の老朽化に伴う建て替えが多く発生し、大幅な進捗が図られた。	平成22年度は、未接続世帯に対する下水道への接続を促す文書の送付を行わなかったが、未接続家屋の老朽化に伴う建て替えが多く発生し、大幅な進捗が図られた。当課では、従前より未接続世帯に対する指導を行っており、このことが結実したと考える。

年度ごとの評価の推移

※平成16,17年度の市評価は、単年度評価を行っていましたが、平成18年度からは、経年変化による評価方法に変更しました。環境審議会による点検評価は3年毎に行うこととなり、21年度は審議会評価を行いませんでしたが、22年度については期間の最終年度のため評価を行いました。

平成22年度評価			平成21年度評価			平成20年度評価			平成19年度評価			平成18年度評価			平成17年度評価		
市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価	
	単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価
B			B			B			B			B			S		
	B	C	※	※		B	C		B	C		A	C		A	C	
A			B			B			B			A			A		

分野	目標	具体的(数値)目標	NO	施策	所管課	予算額(千円)	決算額(千円)	施策の推進状況	評価の根拠
土壌汚染対策	土壌の汚染が未然防止または浄化されていること	土壌の汚染の有無について現況を把握し、必要な未然防止策や浄化が施されていること	10	有害物質取扱事業者への指導	みどりと環境課			3有害物質取扱事業者が営業を継続するなど、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第116条に基づく土壌汚染状況調査が不可能なため、調査を猶予した。また、条例第117条で東京都が面積3,000m ² 以上の土地の造成等を行うものに対して義務づけている有害物質調査については、対象者が5者あったが、いずれも土地利用履歴調査の段階で汚染の恐れなしの結果であった。	3工場について、建物を継続使用するため、調査を猶予したが、毎年年度末に土地の現況報告書を提出させ、調査ができるようになった時点で調査を行わせる。
ヒートアイランド対策	熱帯夜の発生が減少していること	熱帯夜の発生状況について夏季の気温分布等の現況を把握し、都や国と連携をとって必要な改善策が施されていること	11	敷地の透水性舗装の採用への指導	道路・交通課	2,000	1,610	平成22年度末までの設置状況 雨水浸透枡・・・28,065基 浸透トレンチ・・・39,423.9m	宅地開発行為・中高層開発に伴う場合は雨水浸透枡・浸透トレンチを設置希望する。
					都市計画課			平成22年度に「東村山市宅地開発及び建築物の建築に関する要綱」に適用する建築事案件数13件、そのうち屋外駐車場を設置した件数13件、うち透水性舗装を実施した件数 1件	1件/13件=7.6%
			12	敷地の植栽推進の指導	みどりと環境課	1,132	707	平成22年度 生垣設置補助 13件 110m 壁面緑化 つる植物 138本 平成21年度 生垣設置補助 6件 62m 壁面緑化 つる植物 159本	昨年同様の事業を実施しているため。
	13	エアコン等人工排熱の抑制の指導	みどりと環境課			①地球温暖化対策等率先行動計画であるエコオフィスプラン東村山に基づき公共施設における冷房の設定温度を28℃に設定。 ②6～9月までノーネクタイ・ノー上着月間を実施。 ③環境報告書を広く公表(HP等)。 ④東京都が作成している地球温暖化対策のチラシ等を公共施設に置き、啓発を図っている。	①地球温暖化対策等率先行動計画であるエコオフィスプラン東村山に基づき公共施設における冷房の設定温度を28℃に設定。 ②6～9月までノーネクタイ・ノー上着月間を実施。 ③環境報告書を広く公表(HP等)。 ④東京都が作成している地球温暖化対策のチラシ等を公共施設に置き、啓発を図っている。		
14	観測網の充実、都・国への情報提供	みどりと環境課					行っていない。	行っていないため。	

年度ごとの評価の推移

※平成16,17年度の市評価は、単年度評価を行っていましたが、平成18年度からは、経年変化による評価方法に変更しました。環境審議会による点検評価は3年毎に行うことになっており、21年度は審議会評価を行いませんでしたが、22年度については期間の最終年度のため評価を行いました。

平成22年度評価			平成21年度評価			平成20年度評価			平成19年度評価			平成18年度評価			平成17年度評価		
市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価	
	単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価
B	B	B	B	※	※	B	B	B	B	A	B	A	S	S	S	S	S
B			B			A			B			A			B		
B	B	B	B	※	※	A	B	B	C	B	C	A	C	D	C	C	D
B			B			B			B			B			B		
D			D			D			D			D			D		

分野	目標	具体的(数値)目標	NO	施策	所管課	予算額(千円)	決算額(千円)	施策の推進状況	評価の根拠
ダイオキシン類、環境ホルモン等の有害化学物質対策	ダイオキシン類濃度が大気環境基準に適合していること	一般大気中のダイオキシン類が環境基準に適合していること(市測定)	15	有害化学物質の測定と監視	みどりと環境課	1,134	315	一般環境大気中のダイオキシン類調査を年2回(8月、11月)実施した。測定結果は、年平均値が0.027pg-TEQ/m ³ であり、環境基準の年平均値0.6pg-TEQ/m ³ を大きく下回った。また、アスベスト含有の建築物(延面積500m ² 未満)を解体するにあたり(成形板は除く)、市で届出を3件受け、解体作業時の現場確認を行う。	一般環境大気中のダイオキシン類調査を実施した結果、年平均値が0.027pg-TEQ/m ³ であり、環境基準の年平均値0.6pg-TEQ/m ³ を大きく下回った。
	ダイオキシン類濃度が水質環境基準に適合していること	地下水がダイオキシン類の水質環境基準に適合していること(都測定)	16	廃棄物屋外焼却禁止の徹底	みどりと環境課			市では、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第126条、同条例施行規則第62条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2、同法施行令第14条に基づき、屋外焼却、基準を満たさない焼却炉の使用に対して指導を行っている。また、市ホームページの「野焼き等の焼却行為禁止」において、屋外焼却が禁止されている旨記載している。21件の屋外焼却の苦情があり、すべてに指導を行い、解決した。	平成22年度は屋外焼却の苦情を21件受けた。平成21年度の屋外焼却の苦情は27件であり6件減少した。
	ダイオキシン類濃度が土壌環境基準に適合していること	地下水がダイオキシン類の水質環境基準に適合していること(都測定)	17	PCBの市内での保管・処理状況の把握	みどりと環境課			東京都において事業処分も含めて総量の把握を行っている。市内公共施設分については市で把握し、都の指導に基づき保管を行っている。	引き続きPCB保管状況の把握を行っているため。
	環境ホルモンの汚染が減少していること	市内において、環境ホルモンとして疑われている各種物質の濃度が減少していること							
	有害化学物質の排出が減少していること	市内の適正管理化学物質、PRTR対象化学物質について概況を把握し、排出の総量が減少していること	18	PCBの該当事業者への届出徹底の指導	みどりと環境課			引き続きPCB該当事業所に対しては東京都において指導がなされている。	引き続き東京都により事業所に対する指導を行っているため。
有害化学物質の排出が減少していること	市内の適正管理化学物質、PRTR対象化学物質について概況を把握し、排出の総量が減少していること	19	2005年11月開始予定の「東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業」の適用検討、促進	施設課			国は平成28年度までにPCB機器の処理する予定となっている。しかし、PCB廃棄物処理施設(日本安全事業㈱)の処理が思うように進んでいないのが現状である。現在、秋水園内に処理対象となる50KVAのコンデンサが2基あるが平成17年5月に処理依頼の早期登録を済ませてあり、処理施設への受入れ待ちである。処理にいたるまでの間は、厳重な保管が求められており、適正に管理している。今後は、処理施設の受入れが整った段階で予算措置を行い適正に処理をしていく予定。	現状維持	
PCB廃棄物による汚染が未然防止または浄化されていること	市内のPCB廃棄物の管理が徹底され、必要な汚染の未然防止策や浄化が施されていること								東京都において事業処分も含めて総量の把握を行っている。市内公共施設分については市で把握し、都の指導に基づき保管を行っている。

年度ごとの評価の推移

※平成16,17年度の市評価は、単年度評価を行っていましたが、平成18年度からは、経年変化による評価方法に変更しました。環境審議会による点検評価は3年毎に行うことになっており、21年度は審議会評価を行いませんでしたが、22年度については期間の最終年度のため評価を行いました。

平成22年度評価			平成21年度評価			平成20年度評価			平成19年度評価			平成18年度評価			平成17年度評価		
市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価	
	単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価
B			B			B			B			B			S		
B			A			A			B			A			S		
B	B	A	B	※	※	B	B	A	B	C	A	B	A	A	S	A	A
B			B			B			B			B			S		
B			B			B			B			B			A		

分野	目標	具体的(数値)目標	NO	施策	所管課	予算額(千円)	決算額(千円)	施策の推進状況	評価の根拠
騒音・振動対策	騒音レベルが環境基準・要請限度に適合していること	府中街道・鷹の道・江戸街道(市測定)において、騒音が環境基準・要請限度に適合していること	20	道路環境調査	みどりと環境課	872	872	市内の主要な道路3地点(鷹の道、江戸街道、府中街道)において、道路交通騒音・振動調査を実施した。騒音結果に関して、要請限度は3地点全てにおいて、昼間と夜間の区分で適合していた。鷹の道の全時間帯、江戸街道の一部時間帯、府中街道の夜間時間帯において、環境基準を超過していた。振動結果に関して、要請限度は3地点全てにおいて、昼間と夜間の区分ともに適合していた。	道路環境調査は、例年同様10月、11月、12月に市内の主要な道路3地点(鷹の道、江戸街道、府中街道)で道路交通騒音・振動調査を実施した。調査結果については、騒音・振動の要請限度は3地点全てで昼間・夜間の区分で適合していたが、騒音は鷹の道の全時間帯、江戸街道の一部時間帯、府中街道の夜間時間帯において、環境基準を超過していた。
	工場、建設作業、店舗や家庭からの騒音の苦情を発生させないこと	工場・建設作業・店舗や家庭からの騒音の苦情を発生させないこと、発生した場合は速やかに騒音の防止や低減の措置が施されていること	21	事業所等への指導	みどりと環境課			工場、事業所等からの騒音苦情は9件、振動苦情は1件で、すべてに指導を行い解決した。	平成21年度は、騒音苦情は10件、振動苦情は2件であり、平成22年度は、騒音苦情は1件、振動苦情は1件減少した。
	振動レベルが要請限度に適合していること	府中街道・鷹の道・江戸街道(市測定)で、振動が要請限度に適合していること							
		工場、建設作業から振動の苦情を発生させないこと	工場、建設作業からの振動の苦情を発生させないこと、発生した場合は速やかに振動の防止や低減の処置が施されていること	22	低騒音舗装の採用	道路管理課			本年度は、大規模は事業が無く、道路の維持補修的な工事が主であったため、低騒音舗装工事は行っていない。しかし、中でも維持的な舗装工事は数件行っており、沿道住民に対する振動・騒音軽減に多少寄与しているのではないかと考えている。
悪臭対策	事業場や下水道等からの悪臭の苦情を発生させないこと	事業場や下水等からの悪臭の苦情を発生させないこと、発生した場合は速やかに悪臭の防止や低減の処置が施されていること	23	事業所等への指導	みどりと環境課			事業所からの悪臭苦情は、1件で、すべてに対応し、解決した。	平成21年度は、悪臭苦情は、2件で、1件減少した。
		家庭への啓発	24	家庭への啓発	みどりと環境課			家庭からの悪臭の苦情は3件ですべてに対応し、解決した。	平成21年度の苦情件数は、9件であり、6件減少した。
都市生活型公害対策	カラオケ・近隣騒音等の苦情を発生させないこと	カラオケ・近隣騒音等の苦情を発生させないこと、発生した場合は速やかに騒音の防止や低減の処置が施されていること	25	事業所等への指導	みどりと環境課			カラオケ店等から発生した都市生活型騒音苦情は、今年度については苦情がなかった。	平成21年度の苦情件数は1件であり、1件減少した。
		家庭への啓発	26	家庭への啓発	みどりと環境課			家庭から発生した都市生活型騒音苦情は6件ですべてに対応し、解決した。	平成21年度の苦情件数は9件であり、3件減少した。

年度ごとの評価の推移

※平成16,17年度の市評価は、単年度評価を行っていましたが、平成18年度からは、経年変化による評価方法に変更しました。環境審議会による点検評価は3年毎に行うことになっており、21年度は審議会評価を行いませんでしたが、22年度については期間の最終年度のため評価を行いました。

平成22年度評価			平成21年度評価			平成20年度評価			平成19年度評価			平成18年度評価			平成17年度評価		
市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価	
	単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価
B			B			B			B			B			S		
B	B	A	C	※	※	A	A	A	A	A	A	A	B	B	S	B	B
D			A			A			D			D			D		
B			B			A			A			A			S		
B	A	B	B	※	※	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
B			B			B			A			A			S		
B	A	B	B	※	※	C	A	B	S	A	S	S	A	A	S	S	A
B			B			C			A			B			A		

分野	目標	具体的(数値)目標	NO	施策	所管課	予算額(千円)	決算額(千円)	施策の推進状況	評価の根拠
廃棄物の適正な収集・処理	不燃ごみの廃プラスチック類が適正に処理、処分されていること	容器包装リサイクル法に基づき、2010年度までに廃プラスチックの分別回収を行うこと	27	家庭ごみの有料化	ごみ減量推進課	273,848	273,145	可燃ごみ(25,555t) 前年比 △1.96% 不燃ごみ(2,070t) 前年比 3.55% 容器包装プラスチック(2,312t) 前年比 1.13%	可燃ごみについては、前年比△1.96と減量が達成されており、また、容器包装プラスチックについては、前年比が増に転じているが、これは分別し排出されていることと推測ができる。
	資源循環型の中核施設として、ごみの中間処理施設が整備されていること	2010年度までに中間処理施設である秋水園のリサイクルセンター化方針を定めること	28	ごみ分別の徹底、ごみ減量の啓発	ごみ減量推進課	4,770	4,352	ごみ見聞録、ごみと資源の出し方・分け方、収集カレンダー等の発行、スーパー等の店頭におけるごみの分別説明会、自治会等への分別説明会等出前講座の開催、市役所ロビーにて転入者や市民に対してごみの出し方の相談窓口の開催等ごみ減量とリサイクル意識の向上を図った。	大きな変化はないものの、上記施策を展開し、ごみの分別徹底、減量の市民啓発を行った。
			29	焼却灰の再利用(エコセメント)	ごみ減量推進課	192,843	192,843	エコセメント原料として秋水園から排出した焼却灰は、2,939t(前年度は2,986tの焼却灰が原料として利用された)	人口増がある中で、焼却灰を前年度比47tの減を行ない、最終処分場の延命化及び資源循環に寄与した

年度ごとの評価の推移

※平成16,17年度の市評価は、単年度評価を行っていましたが、平成18年度からは、経年変化による評価方法に変更しました。環境審議会による点検評価は3年毎に行うこととなり、21年度は審議会評価を行いませんでしたが、22年度については期間の最終年度のため評価を行いました。

平成22年度評価			平成21年度評価			平成20年度評価			平成19年度評価			平成18年度評価			平成17年度評価		
市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価	
	単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価
A			A			B			S			A			S		
B	S	S	B	※	※	A	A	A	A	A	A	B	B	B	S	B	B
A			A			A			A			A			S		

分野	目標	具体的(数値)目標	NO	施策	所管課	予算額(千円)	決算額(千円)	施策の推進状況	評価の根拠
資源循環・リサイクルの促進	発生排出を抑制し、分別収集を拡大して資源化率を高め、最終処分場の延命化に寄与していること	2010年度における可燃ごみ、不燃ごみの発生量を2000年度比で1人1日あたりそれぞれ110g、20gを抑制し、合わせて600g以下とすること	30	生ごみ処理機の助成	ごみ減量推進課			平成21年度に当計画の目標値に達した。生ごみ減量化容器に関しては、購入補助を継続。 EM容器 21年度実績41基 22年度実績34基 コンポスト容器 21年度実績12基 22年度実績11基 抗酸化バケツ 21年度実績20基 22年度実績 9基	平成21年度に当計画の目標値に達した。生ごみ減量化容器に関しては、購入補助を継続。 EM容器 21年度実績41基 22年度実績34基 コンポスト容器 21年度実績12基 22年度実績11基 抗酸化バケツ 21年度実績20基 22年度実績 9基
	事業系ごみの排出者責任が明確になり、多量排出事業所の減量及び再利用計画が作成されていること		31	集団資源回収の推進	ごみ減量推進課	18,191	17,563	自治会へ集団資源回収のちらしを送付した効果が集団資源回収登録団体が増加した。回収量は全体的に減少したが、品目によっては増加したものもあった。	集団資源回収登録団体は増加したが、回収量が全体量としては減少したため。
	美住リサイクルショップでの再利用品の流通が活発であること	ごみの資源化率を2010年度までに35%以上にする	32	生ごみリサイクルシステムの確立	ごみ減量推進課	1,680	943	生ごみ集団回収登録団体数33団体(前年比 団体 1増) 生ごみ集団回収登録世帯数248世帯(前年比 世帯 9増1減) 生ごみ回収量 21,470kg(前年 22,650kg 1,180kg減)	生ごみ集団回収事業については、参加団体1増であることから伸び悩みである。参加団体及び世帯を増やすためには、参加要件等の見直しが必要。生ごみ回収量の減は、発生抑制、排出抑制、水切りが進んでいると考えられる。
			33	廃プラスチック類(容器包装)の適正処理	施設課	89,068	87,398	容器包装プラスチックの分別収集は、平成19年1月から開始され4年が経過し、市民の分別も徹底されてきた。 平成22年度の搬入量は2,312t、前年度2,286t。選別中間処理後の搬出量は2,138t、前年度2,106tとなっている。	容器包装プラスチック2,138tが容器包装リサイクル協会が委託する再商品化事業者でリサイクルされた。前年度2,106t
	生ごみ及び剪定枝の資源化が促進されていること	生ごみ及び剪定枝の資源化事業を2010年度までに実施すること	34	リサイクルショップ事業の充実	ごみ減量推進課	3,043	2,835	平成22年10月より、第7期運営委員の任期が始まり、17名の委員による活動となった。 平成23年度4月より「東村山市一般廃棄物処理基本計画」が施行されることにより、実行計画を整備した。その際に、年度内に実施できるものについては22年度から着手した。	新規委員が加わり、11月より第7期委員会活動が始まり、第6期までの実績を踏襲しながら、新規事業の計画・実施に着手し、平成23年度の体制が整った。22年度実績としては新規事業1つだけだが、継続事業であり、その他事業への波及が期待できる。
	家庭ごみ処理機補助の整備が図られていること	家庭での生ごみ処理機について、2010年度までに500台設置の補助をすること	35	デポジットシステムの研究	ごみ減量推進課			※実施していない	実施していないため
	集団資源回収や不用品交換、再生家具類販売の活動が地域で推進されていること	美住リサイクルショップでの再利用品の取り扱いが活発であること	36	アムニティ基金の有効活用	ごみ減量推進課	302,843	302,843	生ごみ減量化処理機等購入費補助金、可燃系廃棄物熱処理・灰溶融資源化運搬委託料、太陽光発電設置補助、東京たま広域資源循環組合負担金(エコセメント化分)などに充当し活用した。	循環型社会に寄与する基金の目的を踏まえて、上記の施策を推進した。

年度ごとの評価の推移

※平成16,17年度の市評価は、単年度評価を行っていましたが、平成18年度からは、経年変化による評価方法に変更しました。環境審議会による点検評価は3年毎に行うこととなり、21年度は審議会評価を行いませんでしたが、22年度については期間の最終年度のため評価を行いました。

平成22年度評価			平成21年度評価			平成20年度評価			平成19年度評価			平成18年度評価			平成17年度評価		
市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価	
	単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価
A			B			B			A			A			S		
B			B			B			A			A			S		
B			A			B			A			S			C		
A	B	B	A	※	※	A	B	B	A	A	B	S	A	B	A	A	B
B			B			B			A			B			A		
D			D			D			D			D			D		
A			A			A			A			A			A		

分野	目標	具体的(数値)目標	NO	施策	所管課	予算額(千円)	決算額(千円)	施策の推進状況	評価の根拠
歴史的・文化的遺産の保全	寺社等の歴史的、文化的遺産が保存されていること	市内の寺社等の歴史的、文化的遺産が保存されていること	37	歴史的建造物等を活かした景観づくり	ふるさと歴史館			下宅部遺跡を初めとする史跡の保護管理・埋蔵文化財発掘調査・指定文化財制度の実施・歴史的資料の受入れ収蔵等を通して実施した。	「歴史的、文化的遺産の保全」については、史跡の保護管理等を推進し一定の成果はあげているため。
			38	伝統文化の継承	ふるさと歴史館	290	289	東村山市祭囃子保存連合協議会及び野口雅楽振興会への補助金の交付、市民表彰の推薦等に取り組んだ。また季節ごとに年中行事の展示を実施し伝統文化の継承を推進した。	補助金交付等により、伝統文化の継承を継続的に推進したため。
	歴史的、文化的遺産と調和する周辺の水辺、自然資源が保存されていること	市内の歴史的、文化的遺産と調和する用水等の周辺の水辺や屋敷林等の自然資源が保存されていること	39	ふるさと文化財登録制度の検討	ふるさと歴史館	1,691	1,661	文化財登録制度は、指定文化財制度とともに文化財の保護の手法の1つであり、東京都内のほとんどの市町村が指定文化財制度を導入している。当市においては昭和43年に制定した文化財保護条例に基づき指定文化財制度を実施しており、一定の成果をあげている。	文化財の保護は指定文化財制度により実施し、成果をあげているため。
			40	文化財ボランティア導入の検討	ふるさと歴史館			八国山たいけんの里の市民ボランティアはっちこっくメイトにより、市指定文化財「下宅部遺跡」公園の除草・清掃等の管理・保存の活発な活動及び市指定文化財並びに都指定文化財である下宅部遺跡出土品の展示説明や体験事業等公開・活用の活動を行い、文化財の保存・保護を推進している。	八国山たいけんの里の市民ボランティアはっちこっくメイトにより、市指定文化財「下宅部遺跡」公園の管理・保存活動及び市指定文化財並びに都指定文化財である下宅部遺跡出土品の公開・活用に伴う活発な活動が実施されているため。
	歴史的、文化的遺産や周辺の自然資源が地域の拠点として活かされていること	市内の歴史的、文化的遺産や周辺の自然資源が観光・工芸・農業等の地域産業の拠点、レジャー・コミュニティスペース等の地域の文化的拠点に活かされていること	41	文化財保護補助制度の検討	ふるさと歴史館	408	408	指定文化財制度を実施する中で指定文化財交付金及び補助金の交付を実施し、文化財保護を推進した。	19件の指定文化財に対しての交付金と、7つの文化財保護関係団体に対しての補助金を交付し、文化財保護を推進しているため。
			42	文化財保護の意識の啓発	ふるさと歴史館	8,538	7,922	企画展の実施、体験事業、団体見学対応、文化財ウィーク参加、学校社会科見学対応、東村山学、出前授業等の実施を通して文化財保護の意義の啓発を推進し、歴史的文化的遺産の保全に繋がった。	企画展の実施や体験事業等の教育普及事業を通して、文化財保護の意識の啓発を実施・推進したため。

年度ごとの評価の推移

※平成16,17年度の市評価は、単年度評価を行っていましたが、平成18年度からは、経年変化による評価方法に変更しました。環境審議会による点検評価は3年毎に行うこととなり、21年度は審議会評価を行いませんでしたが、22年度については期間の最終年度のため評価を行いました。

平成22年度評価			平成21年度評価			平成20年度評価			平成19年度評価			平成18年度評価			平成17年度評価		
市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価	
	単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価
B			B			D			D			D			B		
B			A			B			B			A			S		
B	B	C	B	※	※	D	C	C	D	B	C	D	B	C	B	B	C
B			B			D			D			D			B		
B			B			D			D			D			C		
B			A			B			B			A			S		

分野	目標	具体的(数値)目標	NO	施策	所管課	予算額(千円)	決算額(千円)	施策の推進状況	評価の根拠		
まちの美しさの形成	街並みや建造物が地域の自然景観と調和していること	奇抜さや違和感を与えるような街並みや建造物がなく、地域の緑地や河川などの自然景観と調和していること	43	地域環境を考慮した土地利用計画の策定	都市計画課			平成22年度に「東村山市宅地開発及び建築物の建築に関する要綱」に適用する宅地開発案件数10件 そのうち、要綱第27条に規定する一宅地当たりの最小宅地面積110㎡以上を確保した件数 7件	7件/10件=70.0%		
			44	「水とみどりのネットワーク計画」の具体化(農家・JA・市民・行政・民間)	みどりと環境課			将来イメージ図から約75%具体化されていると思われる。	将来イメージ図から約75%具体化されていると思われる。		
			45	花を活用した景観づくり(農家・市民・行政)	46と同内容のため、17年度にて調査終了						
			46	市民の協力による農地周辺の植栽、花壇の整備	みどりと環境課	1,569	1,520	武蔵野線他花壇に市民団体9団体による花の植栽を行った(春2, 880株・冬2, 880株)	予定している花壇に植栽が出来るため。		
まちの清潔さの保全	市街地にごみのポイ捨てがないこと 緑地や河川敷等に不法投棄がされていないこと	道路や公共施設などにごみのポイ捨てがないこと 不法投棄を発生させないこと	47	ごみの不法投棄の取り締まり	ごみ減量推進課	ごみ減量対策費 4,770 ごみ減量指導経費 1,587	ごみ減量対策費 4,352 ごみ減量指導経費 1,470	指導件数 107 不法投棄件数 196	不法投棄は予想できないものであり、廃棄物減量等推進員と連携して対応しています。具体的に数値化するのは難しいものの、一定の効果はあるものと考えます。		
			48	たばこ・缶・びん等のポイ捨て禁止の啓発及び制度化の検討	みどりと環境課(ごみ減量推進課)	3,618	3,615	「東村山市路上喫煙等の防止に関する条例」を平成20年6月1日施行し、路上喫煙、たばこの吸殻の散乱の防止が特に必要とする区域を路上喫煙等防止推進地区として指定し、また、条例施行周知・啓発キャンペーンを実施した。路上喫煙者数の定点調査を行い、条例施行前と施行後で93%の減少が確認された。	「東村山市路上喫煙等の防止に関する条例」を平成20年6月1日施行し、路上喫煙、たばこの吸殻のポイ捨ての減少が図られた。		

年度ごとの評価の推移

※平成16,17年度の市評価は、単年度評価を行っていましたが、平成18年度からは、経年変化による評価方法に変更しました。環境審議会による点検評価は3年毎に行うこととなり、21年度は審議会評価を行いませんでしたが、22年度については期間の最終年度のため評価を行いました。

平成22年度評価			平成21年度評価			平成20年度評価			平成19年度評価			平成18年度評価			平成17年度評価		
市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価	
	単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価
B			A			C			A			A			B		
B	B	C	B	※	※	B	C	B	B	C	B	C	B	C	A	B	C
17年度にて調査終了			17年度にて調査終了			17年度にて調査終了			17年度にて調査終了			17年度にて調査終了			S		
B			B			B			B			A			S		
B			B			A			B			A			A		
B	B	B	※	※	B	B	B	B	B	C	C	C	C	C	C	C	C
B			B			A			A			D			A		

分野	目標	具体的(数値)目標	NO	施策	所管課	予算額(千円)	決算額(千円)	施策の推進状況	評価の根拠
みどり の 保 全	森林や丘陵地のみどりが保全されていること	森林や丘陵地等が守られ、全体の緑被率が40%以上であること	49	丘陵のみどりの保全	みどりと環境課			都の保全事業との連携を図り保全出来ている。 他市町村との連絡会の開催。 虫とりハイク・野鳥観察会の開催	上記実績により丘陵のみどりが保全出来ている。
			50	緑地保全基金の有効活用	みどりと環境課			今年度については購入先が無かったが、基金を利用して北山公園用地・多摩湖緑地を購入していく。 平成21年度末緑地保全基金積立金 539,586,165円 平成22年度寄付金382,554円 平成22年度利子分275,651円 平成22年度取崩額0円 積立金合計額540,244,370円	今後、北山公園・多摩湖緑地を購入予定。
			51	八国山緑地、狭山緑地の保護強化	みどりと環境課			八国山緑地 364,721.58㎡ 狭山公園 233,301.00㎡	八国山緑地は緑の保全事業との連携を図り、他市町村との連絡会を開催しております。 虫とりハイク・野鳥観察会の開催
			52	緑地保全区域等の指定促進	みどりと環境課			都指定 東村山下堀緑地保全地域定面積10,261.32㎡ 東村山大沼田緑地保全地域面積21,751.72㎡	指定面積が現状維持のため
	損なわれたみどりが再生されていること	過去に失われた植生や生物の生息環境が回復、またはビオトープなどにより創出されていること	53	宅地開発等指導致要綱による開発の指導	みどりと環境課			宅地開発で1,000㎡以上は都条例による指導 宅地開発で3,000㎡以上は都市計画法及び都条例により指導 平成22年度の指導件数 宅地開発 10件 中高層建築物 13件 合計23件	開発指導致要綱に基づき23件に対して要綱による指導をしている。
			54	緑地保護区域及び保存樹林の保全強化	みどりと環境課	960	933	平成22年度 緑地保護区域38箇所 118,575㎡ 保存樹木 353本 特別保存樹木 133本 平成21年度 緑地保護区域39箇所 118,576㎡ 保存樹木 341本 特別保存樹木 133本	緑地保護区域については、固定資産税・都市計画税の減免、保存樹木については、枝落としの補助を行って保全を図っているが、高齢により維持管理困難、相続、近隣トラブル等の関係で解除があるが減免及び補助により解除件数を最小限に抑えられている。
			55	樹林地の公有地化	みどりと環境課			平成22年度公有地化面積 17,590.13㎡ 平成22年度に多摩湖緑地を都市計画公園・緑地に都市計画決定(約1.5ha)	現状維持
	自然の植生と市街地の緑地とのネットワークが確保されていること	緑地と緑地を結ぶ自然の回廊などによるネットワークが確保されていること	56	特別保存樹木の指定及び補助による保全	みどりと環境課	12	12	平成18年度より条例改正により樹林樹木管理費補助金が無くなりましたが指定本数は昨年同様133本であります。(賠償責任の保険料のみ予算計上)	特別保存樹木の解除はここ数年なく、保全が出来ている。
			57	保存生垣の指定及び補助による保全	みどりと環境課	1,132	707	平成22年度 生垣設置補助 13件 110m 平成21年度 生垣設置補助 6件 62m	昨年同様の事業を実施しているため。

年度ごとの評価の推移

※平成16,17年度の市評価は、単年度評価を行っていましたが、平成18年度からは、経年変化による評価方法に変更しました。環境審議会による点検評価は3年毎に行うこととなり、21年度は審議会評価を行いませんでしたが、22年度については期間の最終年度のため評価を行いました。

平成22年度評価			平成21年度評価			平成20年度評価			平成19年度評価			平成18年度評価			平成17年度評価		
市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価	
	単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価
B			B			B			B			B			S		
B			B			B			A			B			D		
B			B			B			B			B			S		
B			B			B			B			B			C		
B	B	B	※	※		B	B		A	C		A	C		A	C	
B			B			B			C			C			S		
B			B			B			A			B			C		
B			B			B			B			B			S		
B			C			A			C			C			S		

分野	目標	具体的(数値)目標	NO	施策	所管課	予算額(千円)	決算額(千円)	施策の推進状況	評価の根拠
市街地のみどりの保全	市街地の街路樹が豊富にあること	主要な道路の街路樹の整備が進んでいること	58	道路沿道や公共施設の緑化推進	みどりと環境課	1,569	1,520	武蔵野線他花壇に市民団体9団体による花の植栽を行った(春2,880株・冬2,880株)	予定している花壇に植栽が出来ているため。
			59	生垣モデル地区の設定	みどりと環境課			生垣モデル地区は設定していないが、都市計画決定本町地区計画(本町3丁目地区)で道路に面する垣又は柵(門柱を除く)構造は生垣とする事が決定しております。	本町地区地区計画 平成18年1月23日決定告示
			60	みどりの散歩道づくりの推進	市街地整備課			平成14年度に東村山みどりのさんぽみち「あるぼ」を作成、現在は情報コーナーにて販売	東村山みどりのさんぽみち「あるぼ」を情報コーナーにて販売
			61	自然・文化・歴史資源を巡るみどりの散歩道づくりの推進	市街地整備課			平成14年度に東村山みどりのさんぽみち「あるぼ」を作成、現在は情報コーナーにて販売	東村山みどりのさんぽみち「あるぼ」を情報コーナーにて販売
			62	既存のみどりの保全	みどりと環境課			平成22年度 緑地保護区域38箇所 118,575㎡ 保存樹木353本 特別保存樹木 133本 保存生垣 110件3,490m 平成21年度 緑地保護区域39箇所 118,576㎡ 保存樹木341本 特別保存樹木 133本 保存生垣 109件3,471m	固定資産税・都市計画税の減免・補助制度により減少を最小限にとどめている。
			63	公共施設の緑化	みどりと環境課			小彼岸桜の会が市内小学校に小彼岸桜の植樹(八坂・化成・久米川東小学校)	緑を守る市民協議会等が公共施設に植樹をしている(昨年は東村山駅西口・久米川駅北口の再開発に伴い植樹)
			64	事業所の緑化	みどりと環境課			開発指導要綱及び都条例により緑化指導を行っている。	開発指導による緑化指導をおこなった。
			65	住宅地内の緑化(生垣造成助成制度の推進等)	みどりと環境課	1,094	668	平成22年度 生垣設置補助 13件 110m 平成21年度 生垣設置補助 6件 62m	昨年同様の事業を実施しているため。

年度ごとの評価の推移

※平成16,17年度の市評価は、単年度評価を行っていましたが、平成18年度からは、経年変化による評価方法に変更しました。環境審議会による点検評価は3年毎に行うこととなり、21年度は審議会評価を行いませんでしたが、22年度については期間の最終年度のため評価を行いました。

平成22年度評価			平成21年度評価			平成20年度評価			平成19年度評価			平成18年度評価			平成17年度評価		
市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価	
	単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価
B			B			B			B			A			S		
B			B			B			B			D			D		
B			B			B			B			A			B		
B	B	B	B	※	※	B	B		B	B	D	B	D	B	B	D	
B			B			B			C			C			S		
B			B			B			B			B			D		
B			B			B			B			A			D		
B			B			A			C			A			C		

分野	目標	具体的(数値)目標	NO	施策	所管課	予算額(千円)	決算額(千円)	施策の推進状況	評価の根拠
公園や水辺のみどりの保全	身近に憩える公園が豊富にあること	1人あたりの公園緑地が20㎡以上であること	66	環境に配慮した公園の整備と促進	みどりと環境課	6,000	5,880	昨年同様に有機肥料を使用した菖蒲田土壌改良工事を行った。今後実施計画に沿って実施していく。	有機肥料を使用した菖蒲田土壌改良工事を行った。
	自然な水辺が周辺の緑地とともに豊富にあること	河川などの水辺が浸透域として、周辺緑地と一体的に保全されていること	67	農とみどりの体験パークの整備	みどりと環境課	12,879	12,862	現在は北東部(秋津町)に設置。	現在は北東部(秋津町)に設置。
			68	八国山緑地の整備	みどりと環境課			平成22年4月1日現在(364,721.58㎡)	都による維持管理が良好であるため。

年度ごとの評価の推移

※平成16,17年度の市評価は、単年度評価を行っていましたが、平成18年度からは、経年変化による評価方法に変更しました。環境審議会による点検評価は3年毎に行うこととなり、21年度は審議会評価を行いませんでしたが、22年度については期間の最終年度のため評価を行いました。

平成22年度評価			平成21年度評価			平成20年度評価			平成19年度評価			平成18年度評価			平成17年度評価		
市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価	
	単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価
B			B			B			B			B			C		
B	B	B	B	※	※	B	B	B	C	B	D	B	A	D	C	A	D
B			B			B			B			B			S		

分野	目標	具体的(数値)目標	NO	施策	所管課	予算額(千円)	決算額(千円)	施策の推進状況	評価の根拠
地産地消の推進	緑地面積が豊富にあること	生産緑地を含む緑地面積が570ha(緑地率32%)以上であること	69	農業振興計画の推進	産業振興課	91,956	90,937	2年目となった「認定農業者制度」は22年度、新たに3件3人の農業者を認定し、合計38件85名の農業者が認定農業者となった。 東村山市第2次農業振興計画を策定した。	東村山市第2次農業振興計画の策定は評価に値すると思われる。
			70	直売センターの設置	17年度にて調査終了				
	71	有機農業の推進、減農薬・減肥料・無農薬・無肥料の推進	産業振興課	5,259	4,885	生ごみを原料の一部とした堆肥の購入数は2,264袋(昨年2,421袋)で昨年実績より6%減少したが2,000袋を今年度も超え農家に定着しつつある。 エコファーマー及び特別栽培認定農家はそれぞれ25件(昨年25件)、5件(昨年5件)であり、現状維持である。	現状維持であり「B」としたい。		
	生産基盤、環境資源として農地が保全されていること	生産性を保ち、生態系保全、防災、教育等の機能を有する健全な農地が維持されていること	72	農業実習・農業体験	産業振興課			体験農園の人気は依然として高く、また園主の意欲も高い。その結果、昨年に続き22年度は1園が新たに区画数の増加の申請を行った。	農業体験農園の拡大の結果
73			市民農園等の整備による農地保全	産業振興課	4,128	4,100	特になし	現状維持	
74			地場農作物の給食への導入	学務課			平成22年度、全小学校・中学校でキャベツの日を行った。	地場野菜の導入は、例年同様に発注・購入をしており、21年度は大根の日に続き、22年度はキャベツの日を設定し、地場野菜の導入を促進するように図った。	
	産業振興課				22年度納入量(20,032.7kg)は前年度(23,296.3kg)より3,263.6kg(約14%)減少した。 10月に小学校全校でキャベツを使用する日を予定したが、猛暑のため実現できなかった。	納入量が減少したため。			

年度ごとの評価の推移

※平成16,17年度の市評価は、単年度評価を行っていましたが、平成18年度からは、経年変化による評価方法に変更しました。環境審議会による点検評価は3年毎に行うこととなり、21年度は審議会評価を行いませんでしたが、22年度については期間の最終年度のため評価を行いました。

平成22年度評価			平成21年度評価			平成20年度評価			平成19年度評価			平成18年度評価			平成17年度評価		
市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価	
	単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価
A			A			A			B			A			A		
17年度にて調査終了			17年度にて調査終了			17年度にて調査終了			17年度にて調査終了			17年度にて調査終了			D		
B			B			A			A			A			A		
B	A	B	※	※		A	B		A	C		A	C		A	C	
B			B			A			A			A			A		
B			B			A			B			B			B		
B			A			A			A			A			A		

分野	目標	具体的(数値)目標	NO	施策	所管課	予算額(千円)	決算額(千円)	施策の推進状況	評価の根拠
生物の多様性の保全	野生生物の種の多様性や個体数がバランスよく豊富に存在していること	市内の野生生物が守られ、動植物や植生の多様性が確保され、個体数がバランスよく豊富に維持されていること	75	森林等の保全	みどりと環境課			平成22年度 緑地保護区域38箇所 118,575㎡ 保存樹木 353本 特別保存樹木 133本 平成21年度 緑地保護区域39箇所 118,576㎡ 保存樹木 341本 特別保存樹木 133本	固定資産税・都市計画税の減免・補助制度により減少を最小限にとどめている。
			76	みどりのネットワークの確保	みどりと環境課			将来イメージ図から約75%具体化されているとおもわれる。	将来イメージ図から約75%具体化されているとおもわれる。
	外来種が少なく、地域の固有種が守られていること	生態系に悪影響を与える外来種が少なく、地域の固有の動植物の種が豊かに存在すること	77	ビオトープの創出	みどりと環境課			生態系を壊さず現状の維持管理に努めている。	生態系を壊さず現状の維持管理に努めている。
			78	地域開発の監視	みどりと環境課			宅地開発で1,000㎡以上は都条例による指導 宅地開発で3,000㎡以上は都市計画法及び都条例により指導 1,000㎡未満は市条例で指導 平成22年度の指導件数 宅地開発 10件 中高層建築物 13件 合計23件	開発指導要綱に基づき23件に対して要綱による指導をしている。
水辺環境の保全	水辺は汚染がなく、緑地が豊富で、生物の良好な生息環境が保たれていること	河川や湖沼の水質汚染がなく、緑地が豊富で、生物の移動の障害となる構造物がなく、水辺や緑地間のネットワークが保たれていること	79	多自然工法による護岸の導入	道路補修課(みどりと環境課)			平成21年度よりさらに河川維持に関する工事が行われなかった為、平成22年度においては、自然的に配慮した維持・整備は行いませんでした。	行っていない為
			80	親水化(空堀川・出水川・野火川・止水・柳瀬川・前川・北川)	みどりと環境課			平成15・16年で北山公園沿いの北側に親水施設と自然護岸工事を施行した。	平成15・16年で北山公園沿いの北側に親水施設と自然護岸工事を施行した。
			81	湧水の再生と周辺のみどりの保全	みどりと環境課			平成22年度に多摩湖緑地を都市計画公園・緑地に都市計画決定	新規の整備事業はないが現状維持できているため。
			82	水際の自然再生	みどりと環境課			市内の河川、空堀川・北川等清掃活動を行っている。	毎年、河川の清掃活動を行っているため。
			83	水を育む里山の保全	みどりと環境課			平成22年度に多摩湖緑地を都市計画公園・緑地に都市計画決定	現状維持できているため。

年度ごとの評価の推移

※平成16,17年度の市評価は、単年度評価を行っていましたが、平成18年度からは、経年変化による評価方法に変更しました。環境審議会による点検評価は3年毎に行うこととなり、21年度は審議会評価を行いませんでしたが、22年度については期間の最終年度のため評価を行いました。

平成22年度評価			平成21年度評価			平成20年度評価			平成19年度評価			平成18年度評価			平成17年度評価		
市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価	
	単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価
B			B			B			C			C			S		
B			B			B			B			B			A		
B	B	C	B	※	※	B	B	C	B	C	B	C	B	C	B	B	C
B			B			B			B			B			S		
B			B			B			B			A			S		
D			B			D			D			D			D		
B			B			B			B			B			D		
B	B	C	B	※	※	B	B	C	B	C	B	C	B	C	B	B	C
B			B			B			B			B			S		
B			B			B			B			B			A		
B			B			B			B			B			S		

分野	目標	具体的(数値)目標	NO	施策	所管課	予算額(千円)	決算額(千円)	施策の推進状況	評価の根拠
水 循 環 の 確 保	水量の十分な河川、地下水が保たれていること	河川などの流量が維持され、また、地下水水位が保たれていること	84	透水性舗装の採用	道路管理課			大規模な工事(事業)が実施されていないため透水性舗装の施工は行っていません。しかし、一部路線で道路排水工事を行った際に、U字形側溝を透水性ブロック構造にし設置施工した。評価を含め今後の現場検証を考えております。	行っていない為
			85	雨水浸透マスの設置助成	下水道課	2,000	1,610	・市ホームページ及び市報でのPR活動 ・市指定下水道工事店を通じた助成制度活用をお願い	平成22年度の雨水浸透施設助成実績は、助成件数26件、同制度を使用している浸透樹設置個数は100個で、平成9年度からの累計で助成件数890件、設置個数2,919個となった。
			86	雨水利用	下水道課	119	114	富士見市民農園、秋津ちろりん村に設置されている天かえる(雨水貯留・再利用施設)の保守点検	すべての市立小学校に設置した天かえるも経年による劣化が進み、使用に耐えられないものや廃棄されたものも確認されている。 今後は、秋津ちろりん村や市民農園に設置したものを主体に維持管理を行っていく。
	地表面の雨水浸透性が高いこと	舗装は浸透性機能が高いものを用い、土の地表面が豊富にあること	87	河川水量の確保	道路管理課			住民と毎年河川のゴミ拾いを行い、河川管理を行っております。空堀川は都が主催する「柳瀬川・空堀川流域連絡会」の中で、水量確保に向けて検討していく。	空堀川につきましては、平成19年3月に東村山地域内の河川工事が完了し、今後は河川の水量確保に向けて4市(武蔵村山市・東村山市・清瀬市・東村山市)で引き続き検討していきたい。
			88	全市的な事業として雨水の貯留、浸透の推進	下水道課			・東村山市宅地開発及び建築物の建築に関する指導要綱第3条第1項第2号に該当する事業に対し、浸透槽・浸透ます及び浸透トレンチ設置の指導 ・雨水貯留・浸透施設設置助成制度の活用及び新築住宅への浸透施設設置の指導	なかなか進まない河川改修に加え、近年頻発するゲリラ豪雨による浸水害の被害軽減を目的とした雨水の流出抑制が求められている。 これを受け、宅地造成に対する浸透槽等の設置に係る指導や、雨水貯留・浸透施設設置助成制度の利用の呼び掛けを行った。
			89	川の本来の浄化能力の回復	道路管理・交通課			北川かっぱの会が河川浄化作用がある「よし・かま」の植物を植え管理している。春、秋には市かっぱの会が河川クリーンアップを行っている。空堀川も都・市・空堀川に清流を取り戻す会で、春・秋には河川クリーンアップを行っている。出水川を生かす会(平成17年3月発足)・関係住民とで河川クリーンアップを行い河川管理を行っている。	昨年度と同等の水準である。

年度ごとの評価の推移

※平成16,17年度の市評価は、単年度評価を行っていましたが、平成18年度からは、経年変化による評価方法に変更しました。環境審議会による点検評価は3年毎に行うこととなり、21年度は審議会評価を行いませんでしたが、22年度については期間の最終年度のため評価を行いました。

平成22年度評価			平成21年度評価			平成20年度評価			平成19年度評価			平成18年度評価			平成17年度評価		
市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価	
	単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価
D			B			B			B			A			S		
A			B			B			C			A			B		
C			B			B			C			B			C		
B	B	C	B	※	※	B	C	B	C	B	C	B	B	C	B	B	C
B			B			B			B			A			B		
B			B			B			B			B			B		

分野	目標	具体的(数値)目標	NO	施策	所管課	予算額(千円)	決算額(千円)	施策の推進状況	評価の根拠
エネルギーの有効利用	省エネルギーが徹底されていること	エネルギー消費量が削減されていること	90	太陽光発電の導入	みどりと環境課			平成22年度の導入実績はないものの、いきいきプラザ、秋水園ふれあいセンターにおいて導入し、維持管理をしている。	平成22年度の導入実績はないものの、いきいきプラザ、秋水園ふれあいセンターにおいて導入し、維持管理をしているため。
			91	太陽光発電設置の助成	みどりと環境課	6,000	6,000	平成22年度より、住宅用太陽光発電システム設置費補助制度を開始した。実績として62件、設置補助を行った(申請数は116件)。補助金の交付額は1件あたり設置工事費の3分の1で上限額は10万円。	平成22年度において新しく補助制度を開始し、自然エネルギーの活用推進に寄与できたため
	水などの省資源が徹底されていること	水資源の消費量が削減されていること	92	アメニティ基金の有効活用	みどりと環境課	3,300	3,300	太陽光発電設置補助費に充当し活用した。	平成22年度より、新規に太陽光発電設置補助費として充当した。
			93	新エネルギー・自然エネルギーの普及促進	みどりと環境課			平成22年度の導入実績はないものの、いきいきプラザ、秋水園ふれあいセンターにおいて導入し、維持管理をしている。	平成22年度の導入実績はないものの、いきいきプラザ、秋水園ふれあいセンターにおいて導入し、維持管理をしているため。
	自然エネルギーが活用されていること	自然エネルギーの活用度合いが向上していること	94	省エネルギーの徹底	総務課	56,712	51,841	太陽光発電設備(いきいきプラザ屋上)の活用を継続して実施した。夏場、冬場の冷暖房運転については、東村山市エコオフィスパランによる、夏場、室内設定温度28℃、冬場、室内設定温度19℃設定を定め、庁舎入口、各課にポスター掲示、職員による室内温度の確認の実施、また、平成19年度より、継続実施している、冬場の午前11時以降、午後3時以降の余熱による暖房運転を実施。平成23年3月11日発生の東日本大震災により、電力供給不足により、庁舎内全体の暖房運転の停止、照明の間引き等を実施した。	夏場、冬場の冷房運転、室内設定温度を定め、庁舎入口、各課にポスター掲示、職員による室内温度の確認の実施。
					みどりと環境課			エコオフィスパラン東村山研修会等を通して、省エネルギーの徹底をエコリーダー職員に呼びかけ、また、「ノーネクタイ・ノー上着月間」を6月1日から9月30日まで、庁内の職員を対象として実施した。市民を対象にして「第4回クール東村山コンテスト」を実施し、電気の使用量の削減に努めてもらい、省エネの推進の場を設けた。北庁舎において緑のカーテンを実施できた。	エコオフィスパラン東村山研修会等を通して、省エネルギーの徹底をエコリーダー職員に呼びかけ、また、「ノーネクタイ・ノー上着月間」を6月1日から9月30日まで、庁内の職員を対象として実施した。市民を対象にして「第4回クール東村山コンテスト」を実施し、電気の使用量の削減に努めてもらい、省エネの推進の場を設けた。北庁舎において緑のカーテンを実施できた。
	新エネルギーが活用されていること	新エネルギーの活用度合いが向上していること	95	コミュニティバスへのCNG車導入	道路・交通課			当市はコミュニティバス運行当初より環境にやさしいCNG車を採用し、運行させている。また、平成19年度購入したバスについては、トータル面のリスクを考慮し、騒音規制適合車・新長期排出ガス規制適合車・交通バリアフリー法適合車(低床バス車)とした。	継続的にCNG車を運行している。

年度ごとの評価の推移

※平成16,17年度の市評価は、単年度評価を行っていましたが、平成18年度からは、経年変化による評価方法に変更しました。環境審議会による点検評価は3年毎に行うこととなり、21年度は審議会評価を行いませんでしたが、22年度については期間の最終年度のため評価を行いました。

平成22年度評価			平成21年度評価			平成20年度評価			平成19年度評価			平成18年度評価			平成17年度評価		
市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価	
	単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価
B			B			B			B			B			C		
A			B			B			A			A			D		
B			B			B			A			A			D		
B			B			B			B			B			C		
B	B	B	※	※	B	B	B	C	B	C	B	C	B	C	B	C	
B			A			B			A			A			A		
B			B			B			B			B			S		

分野	目標	具体的(数値)目標	NO	施策	所管課	予算額(千円)	決算額(千円)	施策の推進状況	評価の根拠
地球温暖化対策	市内の二酸化炭素等の温室効果ガス総排出量を1990年度比の6%削減すること	市内の行政・公共施設、事業者の事業活動、市民の日常生活から発生する二酸化炭素等総排出量を1990年度比の6%削減すること	96	公共交通の利用促進(市コミュニティバス)	道路管理・交通課			コミュニティバス事業について様々な課題を抱えていることから、平成22年8月に今後の公共交通のあり方や方向性を出すために、「東村山市公共交通を考える会」を設置した。その中で各路線の乗降調査を実施し現状を把握した中で、更なるコミュニティバス利用増への促進に向け、さまざまな取組みを検討中である。しかし、3月11日に発生した東日本大震災に伴い、自転車通勤及び通学へシフト転向しており、公共交通利用者は減少している現状である。	更なるコミュニティバス利用増への促進に向け、さまざまな取組みを検討中である。
			97	安全な自転車の確保	道路管理・交通課			※平成21年度と同様の推進状況である。	道路拡幅につきましては、都の福祉まちづくり条例を基本に道路改修を検討していきたい。
		その他の温室効果ガスの排出量を抑制すること	その他の温室効果ガスの排出量を抑制すること	98	省エネルギーの徹底	総務課	56,712	51,841	職員による室内温度の確認 5時30分以降のエレベータ運休(本庁舎1基)、職員の階段利用促進案内板の掲示、太陽光発電設備(いきいきプラザ屋上)の活用等を継続して実施した。 夏場の冷房運転については、室内温度28℃とし、平成20年度より実施している、北庁舎1階、緑のカーテンの継続を実施した。また、ゴーヤ(緑のカーテン)の水遣りについては、雨水タンクを設置し、雨水の有効活用の実施を行った。冬場の暖房運転については、室内温度19℃の設定とし、19年度より実施している、終業時間2時間前に運転を停止し、余熱による運転、午前10時から1時についても余熱による暖房運転を継続して実施した。
	その他の温室効果ガスの排出量を抑制すること	その他の温室効果ガスの排出量を抑制すること			みどりと環境課			エコオフィスプラン東村山研修会を開催し、省エネルギーの徹底をエコリーダー職員に呼びかけた。 また、「ノーネクタイ・ノー上着月間」を6月1日から9月30日まで、庁内の職員を対象として実施した。 市民を対象にして「第4回クール東村山コンテスト」を実施し、電気の省エネに努めてもらった。北庁舎において緑のカーテンを実施した。	エコオフィスプラン東村山研修会等を通して、省エネルギーの徹底をエコリーダー職員に呼びかけ、また、「ノーネクタイ・ノー上着月間」を6月1日から9月30日まで、庁内の職員を対象として実施した。市民を対象にして「第4回クール東村山コンテスト」を実施し、電気の使用量の削減に努めてもらい、省エネの推進の場を設けた。北庁舎において緑のカーテンを実施した。

年度ごとの評価の推移

※平成16,17年度の市評価は、単年度評価を行っていましたが、平成18年度からは、経年変化による評価方法に変更しました。環境審議会による点検評価は3年毎に行うこととなり、21年度は審議会評価を行いませんでしたが、22年度については期間の最終年度のため評価を行いました。

平成22年度評価			平成21年度評価			平成20年度評価			平成19年度評価			平成18年度評価			平成17年度評価		
市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価	
	単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価
B			B			B			B			B			B		
B			B			B			B			A			B		
B	B	C	※	※		B	B		B	C		B	C		B	C	
B			A			B			A			A			A		

分野	目標	具体的(数値)目標	NO	施策	所管課	予算額(千円)	決算額(千円)	施策の推進状況	評価の根拠
オゾン層破壊防止	フロン等の回収破壊の適正処理を徹底すること	フロン類を含む製品、設備の廃棄時には回収・破壊の適正処理を徹底すること	99	フロン等回収・破壊の適正処理の啓発	みどりと環境課			市では冷蔵庫・エアコンの廃棄を希望する方には処理業者の紹介等の啓発に努めている。また、東京都においても啓発を行っている。	引き続き市および東京都において、冷蔵庫・エアコンの廃棄希望者に処理業者の紹介をする等の啓発を行っているため。
	フロン等の漏洩を防止すること	フロン類を含む設備からの漏洩防止を徹底すること							
酸性雨対策	窒素酸化物、硫黄酸化物の発生を抑制すること	自動車・工場排ガスからの窒素酸化物・硫黄酸化物の発生を抑制すること	100	自動車の使用抑制	みどりと環境課			都において、自動車の使用抑制は実施されているが、本市においては行っていない。市としては、駐輪場の整備や、コミュニティーバスの運行を行い、自動車の使用を抑えている。	都において、交通需要マネジメント(TDM)という自動車の効率的利用や公共交通への利用転換など、交通行動の変更を促して、交通量の抑制や集中の平準化など、「交通需要の調整」を行うことで、道路交通混雑を緩和させる取組を実施している。
			101	窒素酸化物・硫黄酸化物の排出抑制	みどりと環境課			市において、20台以上の駐車場台数の駐車場の設置をする者に対して、アイドリングストップの看板の掲示の指導を行っている。また、都においてディーゼル車規制、交通需要マネジメント(TDM)、エコドライブの推進といった取り組みを行っている。	引き続き20台以上の駐車場台数の駐車場の設置をする者に対して、アイドリングストップの看板の掲示の指導を行っているため。
			102	低公害車導入計画の作成	みどりと環境課			都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第35条及び同条例施行規則第17条では、200台以上の自動車を所有する者に義務を課しており、本市では200台未満の所有の為、低公害車導入計画は作成していないが、地球温暖化対策等率先行動計画「エコオフィスプラン東村山」において、低公害車の購入基準を記載している。	低公害車導入計画は作成していないが、地球温暖化対策等率先行動計画である「エコオフィスプラン東村山」において、低公害車の購入基準を記載している。

年度ごとの評価の推移

※平成16,17年度の市評価は、単年度評価を行っていましたが、平成18年度からは、経年変化による評価方法に変更しました。環境審議会による点検評価は3年毎に行うこととなり、21年度は審議会評価を行いませんでしたが、22年度については期間の最終年度のため評価を行いました。

平成22年度評価			平成21年度評価			平成20年度評価			平成19年度評価			平成18年度評価			平成17年度評価		
市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価		市評価	審議会評価	
	単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価		単年度評価	全体計画実施評価
B	B	B	B	※	※	B	B	B	B	A	C	B	A	C	S	A	C
B			B			B			B			B			A		
B	B	B	B	※	※	B	B	B	A	A	C	A	A	C	S	A	C
B			B			B			B			B			A		